



中小企業の正社員「不足」は53% 給与水準上昇は2年連続半数以下

2021年12月において正社員の過不足感を「不足」と回答した企業割合は53.2%となったことが、日本政策金融公庫が取引先を対象に実施した「中小企業の雇用・賃金に関する調査」結果（有効回答数5640社）で分かった。「適正」は37.3%、「過剰」は9.6%。「不足」の割合は、2020年実績から16.6ポイント上昇した。業種別にみると、「建設業」（70.6%）、「運送業（除水運）」（65.4%）、「情報通信業」（63.3%）などで「不足」の割合が高い。

一方、2021年12月における非正社員の過不足感を「不足」と回答した企業割合は33.4%となった。「適正」は58.6%、「過剰」は8.0%となっている。「不足」の割合は、2020年実績から7.2ポイント上昇した。業種別にみると、「宿泊・飲食サービス業」（69.4%）、「倉庫業」（40.0%）、「サービス業」（34.0%）などで「不足」の割合が高く、対して、「水運業」（17.9%）や「不動産業」（23.9%）では低い。

また、2021年12月の正社員の給与水準をみると、「上昇」と回答した企業割合は41.1%と、2020年実績から9.9ポイント上昇したが、2年連続で半数を下回った。業種別にみると、「倉庫業」（51.5%）、水運業（48.5%）、情報通信業（48.0%）などで「上昇」の割合が高い。2022年見通しをみると、「上昇」と回答した企業割合は44.4%となり、2020年調査における2021年見通し（29.8%）を大きく上回った。

確定申告書の差替えはお早めに！ 調査前の自主的に修正申告がお得

2021年分所得税の確定申告期限は3月15日（個別申請で4月15日まで延長可能）まで。すでに申告を済ませた方は、申告内容を再点検することも必要だ。申告して支払った税金が少ない場合は、後で修正申告して足りない税金を納めることになる。また、確定申告で税金を払いすぎていたことに気づき還付してもらおうための更正の請求の期限は法定申告期限から5年間だが、早めの手続きがお勧めだ。

申告して納めた税金が少なかった場合、申告期限の3月15日（個別申請で4月15日まで）に申告書を再提出すればいい。所得税法では、申告書が2枚以上提出された場合は、最後に提出した申告書を優先することになっている。ただし、これには「税務署の事務に支障がない限り」という要件があるので、大幅に内容が変わるようなケースでは、修正申告書を提出することにならざるを得ないこともある。

申告期限後に足りない税金を払うことになる場合でも、税務署の調査を受ける前に納税者が自主的に修正申告すれば過少申告加算税はかからない。過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の10%相当額となる。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%になる。しかし、税務調査や税務署の指摘などがあって不足税額を払う場合は、50万円までは5%、50万円を超える部分は10%の割合を乗じた金額の過少申告加算税がかかる。